（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第四十九条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は幼稚園」を「、幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第十五条第一項第七号中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

第三十条中「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）」を加える。

附則第八条の見出しを「（保育所等の災害共済給付）」に改め、同条第一項中「、保育所」の下に「等（保育所」を加え、「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、「いう。）」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であって児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。）」を加え、同条第三項中「保育所」を「附則第八条第一項に規定する保育所等」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第五十条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の項を次のように改める。

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）	第二条第三項	、当該指定都市等の長）	当該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）

第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改める。

第十三条第四項の表教育職員免許法の項を次のように改める。

教育職員免許法	第二条第三項	、当該指定都市等の長）	当該指定都市等の長、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）

第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第五十一条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第六十九条第一項第四号」に改める。

附則第六項及び第七項中「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国立大学法人法の一部改正）

第五十三条　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「特別支援学校」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第五十四条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項中「あらかじめ」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに」を加え、「、総務大臣」を「総務大臣」に改める。

第八条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「市町村は」の下に「、市町村行動計画を策定したときは」を加える。

第九条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「都道府県は」の下に「、都道府県行動計画を策定したときは」を加える。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第五十五条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第六十九条第一項第四号」に改める。

附則第六項及び第七項中「関する第九条の規定の適用については」を「関しては、第九条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第五十六条　前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（発達障害者支援法の一部改正）

第五十七条　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「保育の実施に当たって」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五十八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「による児童手当」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による地域子ども・子育て支援事業」を加える。

第百九条中「年金特別会計は、」の下に「内閣総理大臣及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2　年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のもののうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。